

角田市からのお知らせ

令和4年3月19日

3月16日発生福島県沖地震に伴う

【罹災証明書・被災届出証明の受付について】

[※どちらが必要になるか、提出先等にご確認ください。]

罹災証明書

「住家」の被害程度の判定を行い証明するものです。

主な用途：損害保険の給付請求、金融機関への融資申込、

「災害ごみの受け入れ」や「仙南クリーンセンター・仙南リサイクルセンターに災害ごみを持ちこむ場合」

申請の受付

○受付期間 3月17日（木）から当分の間

※土・日曜日、祝日を除く。ただし19日（土）～21日（月・祝）は開設。

○受付時間 午前9時から午後5時まで

○受付場所 角田市役所 東庁舎1階 市民ホール

申請時に用意するもの

○被害状況がわかる写真（スマートフォン等で撮影したものでかまいません。）

○本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

○代理人が行う場合、委任状

証明書の発行

受付後、住家の被害状況の現地調査があります。被害程度の判定を行い郵送により発行いたします。

お問い合わせ 税務課：63-2114

被災届出証明

「物置」「倉庫」「事務所」「工場」「車庫」等の住家以外の建物、「家財」「事務機器」「ブロック塀」等に被害があったことを証明するものです。

主な用途：損害保険の給付請求、金融機関への融資申込、

「災害ごみの受け入れ」や「仙南クリーンセンター・仙南リサイクルセンターに災害ごみを持ちこむ場合」

申請の受付

○受付期間 3月17日（木）から当分の間

※土・日曜日、祝日を除く。ただし19日（土）～21日（月・祝）は開設。

○受付時間 午前9時から午後5時まで

○受付場所 角田市役所 東庁舎1階 市民ホール

申請時に用意するもの

○被害状況がわかる写真（スマートフォン等で撮影したものでかまいません。）

○本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

○代理人が行う場合、委任状

証明書の発行

写真を確認し、即時発行します。

お問い合わせ 市民課：63-2116

3月16日発生福島県沖地震に伴う

【災害ごみの処理について】

災害ごみ仮置場について

◆災害ごみ仮置場を開設していますので、分別のうえ、出してください。

- 受付期間：3月19日（土）から3月31日（木）まで
- 受付時間：午前9時から午後4時まで（土日、祝日含む）
- 開設場所：角田中央公園（Kスポ）東側駐車場（枝野字青木地内）
- 持ち物：罹災証明書（原本）または被災届出証明（原本）
- 受け入れごみ：コンクリート破片、木くず、瓦、石膏ボード、金属くず、ガラスや食器等

○注意事項

- ・搬入の際は災害ごみ仮置場にいる係員の指示にしたがってください。
- ・災害に関係のない家庭から出たごみは持ち込まないでください。（係員が確認します。）
- ・指定ごみ袋に入るものは、できる限り指定された収集日にお近くのごみ集積所へ出していただくようお願いいたします。
- ・屋根瓦やブロック塀の修繕を依頼した場合、または予定している場合は、修繕依頼業者へ処分を依頼してください。
- ・事業所で発生した災害ごみは、事業用ごみとなるため対象外です。

災害ごみを仙南クリーンセンター・仙南リサイクルセンターに持ち込む場合

◆もやせるごみは仙南クリーンセンターに、もやせないごみは仙南リサイクルセンターに直接搬入することができます。「罹災証明書(原本)」または「被災届出証明(原本)」及び「身分証明書」の提示があった場合のみ無料となります。(代理人に依頼する場合は、代理人の身分証明書が必要です。)

○受付期間：3月20日（日）から4月15日（金）まで
月～金曜日（祝日含む）、第3日曜日

○受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで

○搬入場所：

【もやせるごみ】 仙南クリーンセンター（角田市毛萱字西ノ入 43-11）
電話：0224-65-3000

【もやせないごみ】 仙南リサイクルセンター（蔵王町大字平沢字新並 124-104）
電話：0224-33-2225

※施設で処理できないものがありますので、詳しくは各施設にお問合せ下さい。

お問合せ 生活環境課：63-2118